

令和2年第10回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年10月21日(水) 午前10時
- 2 開催場所 雫石町役場3階大会議室
- 3 出席した委員

農業委員

- 1 番 岡 森 喜与一
- 2 番 上和野 忠 一
- 3 番 一本木 孝 久
- 4 番 山 本 長 栄
- 5 番 上 野 哲
- 6 番 小赤澤 悦 子
- 7 番 佐々木 秀 子
- 8 番 新 田 善 男
- 9 番 木 村 正 美
- 10 番 諏 訪 剛 郎
- 11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

- 雫 石 長 坂 則 雄
- 雫 石 細 川 仁
- 雫 石 田 村 國 彦
- 御 所 藤 本 伸
- 御 所 米 澤 正 記
- 御 所 川 口 英 敏
- 御 所 細 川 健 一
- 西 山 高 橋 浩 之
- 西 山 岡 本 忠 美
- 西 山 野々村 正 男
- 西 山 櫻 田 一 夫
- 西 山 葛根田 善 栄
- 御明神 伊 藤 庄 一
- 御明神 林 尻 勇 人
- 御明神 中 村 守 男
- 御明神 横 欠 初 男

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫 石 小谷地 明 弘
〃 御明神 石 塚 正 美

5 議事日程

- 第1 会議録署名人及び書記の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 第6 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
主 査 高 橋 直 也
主 査 上 路 里 子

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第10回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては11番、八丁野よし子委員、10番、諏訪剛郎委員、細川仁推進委員、岡本忠美推進委員、中村守男推進委員が行っております。

農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、番号1を岡本忠美推進委員にお願いします。

岡本 推進委員

西山地区、岡本です。現状変更の番号1について調査報告をいたします。場所は5ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から南東へ約200mに位置する場所です。本件は〇〇事業者による〇〇の設置であり、農地転用の制限の例外に規定することから現状変更の届出の扱いとなるものです。現地を確認したところ計画地では現在作物の生産はされておりましたが、適正に保全管理されていることを確認して参りました。計画内容からも必要最小限の面積ですので周辺農地に与える影響は特段問題ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議長

確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、

当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には2番、上和野忠一委員、3番、一本木孝久委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、田6筆、畑4筆、面積計32,581㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を11番、八丁野よし子委員にお願いします。

11番 八丁野委員 11番、八丁野です。現地調査全般についてご報告いたします。10月14日、第3班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから耕作の事業に供すべき

農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

引き続き、番号1についてご報告いたします。場所は12ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南西へ約250m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんが自己破産による負債整理のため全ての不動産を売却する必要があり、従姉妹の〇〇さんが買い受けるとのことです。申請地の水田は水稻が作付されておりましたし、畑も保安全管理されており、売買後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われれます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。5ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、畑3筆、面積計192㎡について、農作業道の確保並びに宅地拡張のため〇〇と売買するものであります。番号2、同じく〇〇が所有する、畑1筆、面積108㎡について、

農作業道の確保のため、同じく〇〇と使用貸借するものであります。番号1及び番号2の申請地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、転用目的が農作業道部分については農業用施設等への転用であることから、宅地の拡張の部分については拡張分が既存施設の二分の一以内の面積のため農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告について、番号1、番号2を10番、諏訪剛郎委員にお願いします。

10番 諏訪委員

10番、諏訪です。番号1と2は関連しますので、併せてご報告いたします。場所は12ページにあります『5条(売買・貸借):〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約300m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の4～9ページをご覧ください。本件は〇〇さんが畑への農作業道の確保と宅地の拡張を行う内容で農地転用の申請がされたもので、番号1は農作業道並びに宅地として必要な分を分筆し売買を行うものです。番号2は譲渡人である〇〇さんの農地への出入口でもあることから、お互いに利用できるように使用貸借による申請となっております。現地を確認したところ、それぞれ分筆後の境界杭が設置されており綺麗に管理されておりました。農作業道として計画している宅地の北側部分については〇〇さんの畑に行くための通路がないことからこれまでも通らせて頂いていたとのことで、転用後は現状のまま利用し南側の宅地の拡張は1メートル程の高さの擁壁を組んで隣接する水路には支障のないよう利用すること、周囲に与える影響はなく必要最小限の面積であることから問題ないものと見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。7ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。利用権設定の計画内容について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、田3筆、面積計2,724㎡について〇〇と、番号2、〇〇が所有する、畑2筆、面積計30,604㎡について〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われれます。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については省略いたします。

ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。9ページをお

開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。番号1、願出人は〇〇であります。願出土地は、畑1筆、面積461㎡であります。非農地となった事由は、願出人の父が所有者であった昭和47年頃から隣接地の宅地と一体で利用しており、地目が畑であることを知らずに作業小屋を建築し利用していたとのことです。今回、先にご審議いただいた農地法第3条申請にも関連しますが、自己破産による負債整理のため全資産の売却にあたり、現況が非農地となっている当該地については現況に合わせて登記地目を変更してから売却するため願出があったものです。本案件に係る現地確認書を11ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について細川仁推進委員にお願いします。

細川 推進委員

栗石地区、細川です。番号1についてご報告いたします。場所は12ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで、先ほどの『3条：〇〇・〇〇』に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の1～3ページをご覧ください。この願出については3条の〇〇さんへの売買とも関連しており、現況が非農地の状況であることから、今回適用外の願出がされたとのこと。現地を確認したところ願出のあった土地には農作業小屋が建築され、議案書に書かれているとおり20年以上農地以外に利用されていることや農地に復旧することは困難でありますので、適用外も止むを得ないものと思われま。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願

い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午前10時30分

以上が令和2年10月21日 雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 10 月 21 日 開催

議長 会長

議事録署名人 2 番

3 番
